

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年3月21日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月12日から同年5月1日まで
② 平成9年3月21日から同年4月1日まで

平成7年4月12日から9年3月31日までA社からB事業所に派遣され勤務していた。

平成9年4月にA社からC社に派遣元は変わったが、継続してB事業所に派遣され、勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人は、平成9年3月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後も、同年同月31日までA社に在籍し、同年4月1日からC社に在籍していたことが確認できる上、申立人の派遣先であったB事業所は、「申立人は、平成7年4月12日から現在まで継続して当事業所に勤務している。」と回答している。

また、A社は、「当社は、申立人について、派遣先であったB事業所と派遣元変更日のすり合せを行っていたはずなので、申立人は継続して同事業所に勤務していたと思う。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人がA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成9年3月ころに被保険者資格を喪失している申立人を除く従業員11人のうち、10人については厚生年金保険被保険者資格喪失日が雇用保険の離職日の翌日となっていることから、同社は、基本的に厚生年金保険と雇用保険を連動させる取扱いを行っていたと認められ、申立人のみ異なる取扱いを行う理由も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、平成9年2月のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は確認できる関連資料が無いことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、B事業所の回答により、申立人が同事業所にA社の派遣社員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、「資料が無いため、申立てどおりの届出及び保険料納付を行ったかどうか不明である。」と回答しており、申立期間①における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない上、同社は、「月の途中で採用した場合、給与が少なく保険料の控除ができなくなるがあるので、社会保険の届出を翌月1日にすることがある。」と回答している。

また、前述のとおり、A社は、基本的に厚生年金保険と雇用保険を連動させる取扱いを行っていたと考えられるところ、申立期間①に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人と同時期に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得、若しくは喪失している従業員14人のうち、申立人と同様に月の途中で被保険者資格を取得している者はおおむね全員、雇用保険についても同日付けで加入していることが確認できることから、同社は、申立期間①において、申立人を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から53年12月まで

自宅を訪れた集金人から国民年金の加入を勧められ、その場で加入手続を行った。国民年金保険料は毎月集金人に納付していたのに、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、「申立期間当時、集金人から国民年金保険料と引換えに、メモ帳のような簡単な領収書を渡され不安であった。」と述べているところ、申立人が居住する市は、「国民年金保険料の納付方法については、昭和51年ごろに納付書方式へ完全移行したと思われる。申立期間当時、メモ帳のような様式の領収書を使用していたとは考えられない。」と回答しており、申立人の主張と相違する。

また、申立人が居住する市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の資格事項関係処理欄には、「取得年月日 50. 8. 18、受付 53. 11. 20、進達 53. 12. 9」と記載されている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年12月13日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人はこのころに国民年金に加入したと推認され、申立期間から当該時点を通じて申立人の住所に変更は無いことなどから、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和53年7月から同年12月までについては、第3回特例納付実施期間であったところ、申立人は、「申立期間当時、国民年金の加入時に国民年金保険料をまとめて納付した覚え、及び加入後にさか

のぼって保険料を納付した覚えは無い。」と述べており、申立期間の国民年金保険料を特例納付した事情もうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 678

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 4 月 1 日までの間、A社（現在は、B社）において自動車整備工として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立期間当時、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚3人の証言から、期間を特定することはできないものの、推認できる。

しかしながら、申立人がA社において同僚であったと記憶する2人は、申立期間当時、同社において厚生年金保険に加入していなかったことがオンライン記録により確認できることから、同社は、申立期間当時、同社に勤務していた一部の従業員について厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていた可能性がうかがわれる。

また、B社は、「申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除についての詳細は不明である。」と回答している上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立期間当時の社会保険事務担当者であった当該事業主の妻からも証言を得ることができないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

さらに、A社における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できず、申立期間前後の健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立

人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月 10 日から 60 年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）に確認したところ、申立期間当時勤務していたA社における加入記録が無いことが分かった。

しかし、A社には昭和 59 年 12 月 10 日から 63 年 9 月 27 日まで勤務し、申立期間について厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことは、申立人が記憶する上司の証言から推認できる。

しかしながら、当該上司は、「給与及び社会保険事務は取締役であった自分が総責任者として行っていた。女性従業員は入社後3か月から6か月の試用期間後に社会保険に加入させており、申立人は試用期間があった。雇用保険と社会保険は同時に加入させていた。試用期間中は給与から社会保険料を控除していない。」と回答している。

また、A社に係る申立人の雇用保険の加入記録は、オンライン記録と一致しており、申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、A社は平成 18 年 11 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主からも、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について、証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。